

平成29年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 平成29年2月28日
- 2 招 集 日 平成29年3月7日
- 3 提出議案件数 50件
予 算 27件
条 例 19件
その他 4件
- 4 議案等件名
議案第2号 平成28年度西条市一般会計補正予算（第7回）
について
議案第3号 平成28年度西条市国民健康保険特別会計補正
予算（第3回）について
議案第4号 平成28年度西条市介護保険特別会計補正予算
（第4回）について
議案第5号 平成28年度西条市公共下水道事業特別会計補
正予算（第4回）について
議案第6号 平成28年度西条市港湾上屋事業特別会計補正
予算（第1回）について
議案第7号 平成28年度西条市ひうち地域振興整備事業特
別会計補正予算（第3回）について
議案第8号 平成28年度西条市小松地域交流事業特別会計
補正予算（第3回）について
議案第9号 平成28年度西条市本谷温泉事業特別会計補正
予算（第2回）について
議案第10号 平成28年度西条市壬生川財産区特別会計補正
予算（第1回）について
議案第11号 平成29年度西条市一般会計予算について
議案第12号 平成29年度西条市国民健康保険特別会計予算
について
議案第13号 平成29年度西条市介護保険特別会計予算につ
いて
議案第14号 平成29年度西条市簡易水道事業特別会計予算
について
議案第15号 平成29年度西条市公共下水道事業特別会計予
算について

議案第16号	平成29年度西条市小規模下水道事業特別会計 予算について	}	
議案第17号	平成29年度西条市港湾上屋事業特別会計予算 について		
議案第18号	平成29年度西条市ひうち地域振興整備事業特 別会計予算について		
議案第19号	平成29年度西条市土地開発事業特別会計予算 について		
議案第20号	平成29年度西条市小松地域交流事業特別会計 予算について		
議案第21号	平成29年度西条市本谷温泉事業特別会計予算 について		
議案第22号	平成29年度西条市住宅新築資金等貸付事業特 別会計予算について		
議案第23号	平成29年度西条市畑地かん水事業特別会計予 算について		
議案第24号	平成29年度西条市庄内財産区特別会計予算に ついて		
議案第25号	平成29年度西条市壬生川財産区特別会計予算 について		
議案第26号	平成29年度西条市後期高齢者医療保険特別会 計予算について		
議案第27号	平成29年度西条市水道事業会計予算について		
議案第28号	平成29年度西条市病院事業会計予算について		
議案第29号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に 関する協定その4の締結について		1
議案第30号	市道路線の認定について	2	
議案第31号	市道路線の変更について	3	
議案第32号	西条市職員の修学部分休業に関する条例につ いて	4	
議案第33号	西条市職員の高齢者部分休業に関する条例につ いて	5	
議案第34号	西条市職員の自己啓発等休業に関する条例につ いて	6	
議案第35号	西条市職員の配偶者同行休業に関する条例につ いて	7	
議案第36号	西条市合併振興基金条例について	8	

議案第 37 号	西条市適応指導教室設置条例について	9
議案第 38 号	西条市事務分掌条例の一部を改正する条例について	10
議案第 39 号	西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 40 号	西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	13
議案第 41 号	西条市税条例等の一部を改正する条例について	14
議案第 42 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について	15
議案第 43 号	西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について	16
議案第 44 号	西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	17
議案第 45 号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について	18
議案第 46 号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	20
議案第 47 号	西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	21
議案第 48 号	西条市庁舎整備基金条例を廃止する条例について	22
議案第 49 号	西条市長寿祝金支給条例を廃止する条例について	23
議案第 50 号	西条市障害者共同作業所設置及び管理条例を廃止する条例について	24
議案第 51 号	工事請負契約の締結について	25

議案第29号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する
協定その4の締結について

(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その4の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 協定金額 252,580,000円

(2) 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団

代表者 理事長 辻原俊博

(3) 工事内容 西条市公共下水道唐樋ポンプ場に係る雨水ポンプ設備の
増設工事を行う。

- ・監視制御施設電気設備工事 一式
- ・運転操作施設電気設備工事 一式
- ・計装施設電気設備工事 一式
- ・流入渠施設機械設備工事 一式
- ・沈砂池施設機械設備工事 一式
- ・雨水ポンプ施設機械設備工事 一式

1 提出の理由

今回の認定により、市営泉町住宅周辺における通行の安全を図り、平成29年度から着工予定の(仮称)新泉町団地へのアクセス道路として整備するものである。

2 概要

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 名 称 | 大町31号線 |
| (2) 延 長 | 215.0m |
| (3) 幅 員 | 4.0m～5.0m |

議案第31号 市道路線の変更について

(建設道路課)

1 提出の理由

本路線は、地域道路の渋滞緩和や安全性確保を目的として、明理川団地の国営ほ場整備事業と同時期に整備を行うことで効率的に施行するため、終点を変更しようとするものである。

2 概要

(1) 名称 下田明理川線

(2) 延長、幅員

	延 長	幅 員
(旧)	627.3m	11.8m～13.0m
(新)	1415.0m	11.8m～13.0m

議案第32号 西条市職員の修学部分休業に関する条例について

(職員課)

1 提出の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、修学部分休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 概要

職員が大学等の教育施設で修学する場合において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度

(1) 対象職員

大学等の教育施設で修学する職員

(2) 取得期間

2年を超えない期間で、1週間のうち2分の1を超えない範囲内

(3) 給与の減額

修学部分休業中、1時間当たりの給与を減額

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第 33 号 西条市職員の高齢者部分休業に関する条例について

(職員課)

1 提出の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 概要

定年退職前の職員で部分休業を希望する職員に対し、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度

(1) 対象職員

55 歳以上の職員

(2) 取得期間

1 週間のうち 2 分の 1 を超えない範囲内

(3) 給与の減額

高齢者部分休業中、1 時間当たりの給与を減額

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

議案第34号 西条市職員の自己啓発等休業に関する条例について

(職員課)

1 提出の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、自己啓発等休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 概要

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる制度

(1) 対象職員

職員としての在職期間が2年以上である職員で公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認める職員

(2) 取得期間

ア 大学等における修学2年（特に必要な場合3年）

イ 国際貢献活動3年

(3) 給与の減額

休業期間中、給与は支給しない。

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第35号 西条市職員の配偶者同行休業に関する条例について

(職員課)

1 提出の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、配偶者同行休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 概要

職員が外国で勤務等をする理由により外国に住所を定めて滞在するその配偶者と生活を共にするための休業をすることを承認することができる制度

(1) 対象職員

外国で勤務等（6月以上にわたり継続することが見込まれるもの）により外国に住所を定めて滞在する配偶者と、当該住所において生活を共にする職員

(2) 取得期間

3年を超えない範囲内

(3) 給与の減額

休業期間中、給与は支給しない。

3 施行期日

平成29年4月1日

1 提出の理由

本市における市民の連帯の強化及び地域振興に要する経費に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定めるものである。

3 施行期日

公布の日

1 提出の理由

不登校児童及び生徒の学校生活への適応及び復帰を支援するため、西条市適応指導教室を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 設置（第 1 条関係）

「西条市適応指導教室いしづち」を西条市檜木 53 番地 1 に、
「西条市適応指導教室ひうち」を西条市周布 349 番地 1 に設置する。

(2) 事業（第 2 条関係）

適応指導教室は、不登校児童及び生徒の学校生活への適応及び復帰を支援するため、次に掲げる事業を行う。

- ア 児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関すること。
- イ 児童及び生徒に対する基本的生活習慣の習得に関すること。
- ウ 児童及び生徒に対する協調性及び自立心の育成に関すること。
- エ 児童及び生徒一人一人に応じた学習の実施に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、不登校問題の解決を図るために必要な事業

(3) 職員（第 3 条関係）

適応指導教室に、教室長その他必要な職員を置くことができる。

(4) 委任（第 4 条関係）

適応指導教室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

3 施行期日

平成 29 年 9 月 1 日

1 提出の理由

社会・経済情勢が著しく変化する中、多様な行政課題等に迅速かつ確に対応していくために、市民主役のまちづくりを推進するとともに、政策創出を担う企画部門を強化し、スピード感を持って各事業を推進できる組織体制を構築するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 部の再編（部の新設）

現行の部のうち、経営戦略部及び上下水道部を新たに設置するとともに、生活環境部を市民環境部とし、市民安全部及び施設管理部を廃止する。

(2) 部の再編に伴う各部における主な事務分掌の変更

ア 経営戦略部

秘書、政策の調査研究、広報、広聴、市民の安全に関する業務等を所管する。

イ 総務部

現行の業務に、行政改革の推進に関する業務を加え、国際交流、秘書、情報化に関する業務等を除く。

ウ 企画情報部

現行の業務に、国際交流、情報化、市民活動支援に関する業務を加え、行政改革の推進、広報、広聴、市民相談に関する業務を除く。

エ 保健福祉部

現行の業務から、国民健康保険に関する業務等を除く。

オ 市民環境部

現行の業務に、戸籍、住民基本台帳、住民諸証明、国民年金、市民相談、国民健康保険に関する業務等を加え、下水道、水道に関する業務を除く。

カ 上下水道部

下水道、水道に関する業務を所管する。

キ 建設部

現行の業務に、市営住宅、市有財産の統括管理に関する業務等を加える。

3 参考（組織改編の主な事項）

- (1) 市長のトップマネジメント機能を強化し、スピード感を持って各施策を展開していくことを目的として経営戦略部を設置し、分野横断的な行政課題に対する調査研究を行うとともに、シティプロモーションを強化し、「選ばれる地域」になるための取り組みを総合的・戦略的に推進する。
- (2) 危機管理監を配置し、災害等の緊急事態に対する指揮命令系統の明確化を図り、より機動的に対応できる体制を構築するとともに、部局を統括・調整する機能を強化することにより、市民の安全・安心の確保に一層取り組む。
- (3) 新たにコンプライアンスを推進する部署を設置することにより、市民から信頼される組織づくりを推進する。
- (4) ICT（情報通信技術）を活用した総合的な情報戦略を推進するとともに、市民活動支援に関する推進体制の強化を図ることにより、市民が主役のまちづくりを推進する。
- (5) 新たに上下水道部を設置し、下水道事業等の地方公営企業会計への移行を適切に進めていくとともに、地方公営企業としてより経営感覚をもって市民サービスに努める。

4 施行期日

平成29年4月1日

議案第39号 西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例について

(総務課)

1 提出の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8号及び第26条の改正に伴う関係規定の整備
- (2) 条例において引用している番号法の条名等の整備

3 施行期日

平成29年5月30日

議案第40号 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部
を改正する条例について

(職員課)

1 提出の理由

本市職員の勤務条件等を国家公務員に準じた勤務条件に変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 介護休暇の分割（3回まで可能）
- (2) 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- (3) 育児休業に係る子の範囲の拡大等、制度改正に伴う関係条例の改正
（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第41号 西条市税条例等の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 住宅ローン減税の延長について

個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成33年12月31日まで2年半延長する。

(2) 施行期日の変更について

次の西条市税条例の改正規定に係る施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更する。

ア 軽自動車税

(ア) 環境性能割の創設について

軽4輪車等について自動車取得税（県税）を廃止し、環境性能割（市税）を創設する。

(イ) 種別割について

改正前の軽自動車税を種別割に名称変更する。

イ 法人市民税

地方法人税（国税）の税率引上げに伴い、法人市民税の法人税割の税率を「100分の12.1」から「100分の8.4」に引き下げる。

3 施行期日

公布の日

議案第42号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務化に伴い、対象となる建築物を新築、増築又は改築する際には、エネルギー消費性能の適合性判定を受けなければならないこととなるため、これに係る手数料額を定めるものである。

また、低炭素建築物新築等計画の認定に係るエネルギー消費性能を判断する基準の改正により、当該基準に基づく審査に係る手数料額を定めるものである。

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第 4 3 号 西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を
改正する条例について

(社会教育課)

1 提出の理由

複合施設である西条市立東予郷土館及び西条市立東予図書館の休館日及び開館時間を合わせることにより、利用者の利便性及び施設の管理体制の充実を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 休館日と規定している国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する国民の休日の翌日について開館とする。
- (2) 休館日に館内整理日（毎月末日。ただし、1 2 月に限り 2 8 日とする。）を加える。
- (3) 開館時間を午前 9 時から午後 7 時までに改める。

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第 4 4 号 西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

(社会教育課)

1 提出の理由

西条市立東予図書館、西条市立丹原図書館及び西条市立小松温芳図書館の休館日を縮減し、市民の利便性の向上を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

休館日と規定している国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する国民の休日の翌日について開館とするものである。

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

1 提出の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が施行されること、及び低所得者の第1号保険料軽減強化が平成29年度まで延長されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである

2 概要

介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いており、現行の合計所得金額では、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がある。

土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあり、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとし、具体的には、次の(1)から(7)までとなる。

- (1) 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- (6) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- (7) (1)から(6)までのうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

なお、介護保険料は、原則として3年間同一の保険料率を用いることとされているが、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正により、市町村が新たな所得指標を用いる旨を条例で定めることで特例的に平成29年度から当該所得指標を用いることができることとなった。

また、平成27年度から平成28年度までの2か年において実施してきた

西条市介護保険条例（平成16年西条市条例第137号）第4条第1項第1号に該当する者の介護保険料（年額）を、現行33,500円から30,100円、額にして3,400円引き下げる措置が平成29年度まで延長になった。これら2点を踏まえ条例改正を行う。

（西条市介護保険条例第4条第1項第1号に該当する者）

- ・ 生活保護受給者
- ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者
- ・ 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第46号 西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、地域密着型サービスに移行するため、指定地域密着型通所介護のサービスの基準について定める。
- (2) 認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置を義務付ける。

3 施行期日

公布の日

議案第 47 号 西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(高齢介護課)

1 提出の理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

介護予防認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置を義務付ける。

3 施行期日

公布の日

議案第 48 号 西条市庁舎整備基金条例を廃止する条例について

(施設管理課)

1 提出の理由

平成 28 年度で庁舎整備事業が終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

議案第 49 号 西条市長寿祝金支給条例を廃止する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

平成 28 年度末をもって長寿祝金支給事業を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

議案第50号 西条市障害者共同作業所設置及び管理条例を廃止する
条例について

(社会福祉課)

1 提出の理由

平成28年度末をもって供用を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成29年4月1日

議案第51号 工事請負契約の締結について

(環境衛生課)

1 提出の理由

西環工第1号西条市(仮称)汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 工事番号 西環工第1号
- (2) 工事名 西条市(仮称)汚泥再生処理センター建設工事
- (3) 契約金額 3,421,887,120円
- (4) 契約の相手方 三井造船環境エンジニアリング株式会社
代表者 代表取締役 福井 馨